

(別紙)

定期監査の結果に関する措置状況

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置状況	所属
現金出納簿の作成等	<p>資金前渡を受けた者は、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号。以下「会計事務規則」という。）第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。しかし、現金出納簿の作成及び記載がされていないものがあった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。</p> <p>【進路指導用郵券の購入（27,900円）】作成未 【事務連絡用郵券の購入（33,700円）】記載未</p>	指摘を受けた2件については、すぐに現金出納簿を作成いたしました。今後は遅延することなく現金出納簿を作成し、適正な事務処理を行ってまいります。	文林中学校
廃棄する物品の不用品組替え等	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規程する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を適正に実施していれば気付けたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【ポリッシャー（35,000円）1点】</p>	指摘された物品について、不用品組替及び廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替及び廃棄処分の手続きを適正に行うとともに、供用備品現在高調書との照合を計画的に行ってまいります。	誠之小学校

<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規程する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を適正に実施していれば気付けたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【湯沸器（32,000円）1点、ポリッシャー（32,000円）1点】</p>	<p>指摘された2点について、不用品組替え及び廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、適正な手続を行ってから廃棄します。また、供用備品と供用備品現在高調書との照合を、学校の休業期間を活用するなどして、計画的に行うようにします。</p>	<p>根津小学校</p>
<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規程する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を適正に実施していれば気付けたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【電気掃除機（61,000円）1点】</p>	<p>指摘された電気掃除機について、令和5年11月6日付で不用品組替えの申請を行い、決定後、廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え・廃棄処分の手続を行ってから廃棄いたします。また、現品と供用備品現在高調書との照合を、学校の休業期間を活用して、計画的に行ってまいりますとともに、物品の使用状況について学校内での報告、連絡態勢を整えます。</p>	<p>第九中学校</p>

<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規程する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を適正に実施していれば気付けたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【自転車（33,400円）1点、テープデッキ（40,000円）1点】</p>	<p>指摘された物品2点について、不用品組替えの申請を行い、決定後、廃棄処分の処理を行いました。</p> <p>今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え・廃棄処分の手続を行ってから廃棄します。</p> <p>また、備品と供用備品現在高調書との照合を学校の休業期間を活用するなど、計画的に行うようにします。</p>	<p>文林中学校</p>
----------------------------	---	--	--------------

監査委員意見	教育委員会回答	所管課
<p>(1) 毎年度 6 校程度の学校監査を実施しているが、現金出納簿の未作成及び記載漏れ、廃棄する物品の不用品組替え及び廃棄手続の漏れ等が継続して指摘されていることは、学校の財産を管理する上で不適切と言わざるを得ない。会計事務規則及び物品管理規則に基づき適正な処理を行う体制を、学校長のマネジメントの下、組織的に構築されたい。</p>	<p>学校に対し、現金管理や物品管理について、会計事務規則及び物品管理規則に基づく適切な管理を行うよう合同校園長会等を通じて周知を図っています。また、事務担当者のみでなく、学校長を中心とした管理体制のもとに適正な事務の遂行に努めてもらうよう伝えていきます。今後引き続き、適正な財産管理について周知に努めていきます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(2) 月別の在校時間状況を見ると、在校時間が月当たりの所定の勤務時間を 45 時間以上超えている教員が多くいるとともに、複数月を平均して 80 時間を超えている教員も一定数いる。各学校では在校時間を縮減するため、会議の集約化、資料のペーパーレス化をはじめ様々な取組をしていることは確認できたが、なかなか結果に結び付かないのが実状のようである。そのような中で、定時退勤日を教員自らが設定し、実践している学校では教員の意識が変わってきているということであり、今後も在校時間の縮減に向けて効果的な方策を実施することで、教員の健康管理と教育活動の充実を図られたい。</p>	<p>今後も学校現場において、教員の長時間労働を抑制する取組を進めるとともに、小中学校にスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）やエデュケーション・アシスタント（担任業務を補佐する職員）を配置するなどして、教員の健康管理と教育活動の充実を図ってまいります。</p>	<p>教育指導課</p>
<p>(3) 児童数の増加により複数の小学校で校舎の増築が行われており、増築校舎の完成までの間は特別教室等を普通教室に転用している学校もある。長期間にわたり校舎の利用に不便が生じ、校庭の使用中止・縮小、工事音の断続的な発生など、児童や教諭にとってもストレスが掛かる状態が続くことになるため、学習面や健康面での十分なフォローを図られたい。</p>	<p>児童の健康管理については、年度のはじめに行う保健調査や定期健康診断をもとに、メンタル面を含めて、担任及び養護教諭等の教職員が日々児童と接する中で注意深く観察しております。このほか、健康診断の結果や「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」等の結果を活用し、児童の保健管理及び日々の指導の工夫・改善に取り組んでおります。また、学校に配置しているスクールカウンセラーも行動観察等により児童の状況把握に努め、教職員と情報共有しながら心理的な支援を行っております。</p> <p>校舎の増築等による環境の変化に対しては、教職員や学校医等、スクールカウンセラー、教育委員会が連携し、健康・心理面での支援を丁寧に行うことが大切であると考えており、適切な学校保健活動に努め、児童の健康の保</p>	<p>学務課</p>

	<p>持増進に努めてまいります。</p> <p>また、工事などにより校庭の使用に制限がかかる期間については、代替施設等において体育の授業や運動会等の体育的行事を開催するなど、児童への影響を最小限に抑えられるよう対応してまいります。</p> <p>なお、教員の健康管理については、前項(2)に記載のとおりです。</p>	
--	--	--